

# 資料編 1

国民保護関連

# 《 目 次 》

## 1. 条例 関係

資料1-1-1 西宮市国民保護協議会条例.....	1
資料1-1-2 西宮市国民保護対策本部及び西宮市緊急対処事態対策本部条例 .....	3

## 2. 要綱・要領・基準 関係

資料1-2-1 西宮市国民保護協議会運営要綱.....	5
資料1-2-2 西宮市国民保護対策本部及び西宮市緊急対処事態対策本部設置要綱.....	8
資料1-2-3 西宮市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱 .....	10
資料1-2-4 西宮市消防局特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱.....	20
資料1-2-5 庁議設置規程 .....	30
資料1-2-6 救援の程度及び方法の基準.....	36

## 3. 組織体制・名簿 関係

資料1-3-1 西宮市国民保護協議会委員・幹事名簿 .....	40
---------------------------------	----

## 4. 備蓄・資機材等 関係

資料1-4-1 西宮消防局における防護資機材等整備状況.....	41
----------------------------------	----

## 5. 各種様式 関係

資料1-5-1 安否情報様式 .....	42
(1) 【様式第1号】安否情報収集様式（避難住民・負傷住民） .....	42
(2) 【様式第2号】安否情報収集様式（死亡住民） .....	43
(3) 【様式第3号】安否情報報告書 .....	44
(4) 【様式第4号】安否情報照会書 .....	45
(5) 【様式第5号】安否情報回答書 .....	46
資料1-5-2 被災情報の報告様式.....	47

6. 用語集.....	48
-------------	----

# 1. 条例 関係

---

## 資料 1 - 1 - 1 西宮市国民保護協議会条例

---

(平成 18 年 3 月 30 日)

(西宮市条例第 49 号)

沿 革

平成 25 年 7 月 10 日 条例 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 40 条第 8 項の規定に基づき、西宮市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 委員の数は、35 人以内とする。

2 法第 40 条第 6 項に規定する専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、その任を解くものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 協議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

(西宮市附属機関条例の適用)

第6条 西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)第49条の規定は、委員について適用する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年7月10日西宮市条例第3号 西宮市附属機関条例付則3条による改正付則抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年8月1日から施行する。〔以下略〕

## 資料 1 - 1 - 2 西宮市国民保護対策本部及び西宮市緊急対処事態対策本部条例

(平成 18 年 3 月 30 日)

(西宮市条例第 50 号)

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項の規定により設置する西宮市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び法第 183 条において準用する法第 27 条第 1 項の規定により設置する西宮市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受けて、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 本部長、副本部長及び本部員のほか、国民保護対策本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

### (会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国及び兵庫県の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (局)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に局を置くことができる。

2 局に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 局に局長を置き、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

4 局長は、局の事務を掌理する。

### (現地対策本部)

第 5 条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に現地対策本

部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関して必要な事項は、本部長が定める。

(緊急対処事態対策本部についての準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正)

第2条 災害派遣手当の支給に関する条例(昭和39年西宮市条例第14号)の一部を次のように改正する。〔次のよう略〕

付 則 (平成21年7月15日西宮市条例第6号 西宮市災害対策本部条例等の一部を改正する条例2条による改正付則)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 要綱・要領・基準 関係

---

### 資料1-2-1 西宮市国民保護協議会運営要綱

---

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市国民保護協議会条例（平成18年3月30日条例第49号）第7条の規定に基づき、西宮市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の議事その他協議会の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 協議会は、国民保護に関し、会長が必要と認めるときに開くものとする。

2 委員は、事故その他やむを得ない事由により、協議会に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届出し、代理人を出席させることができる。

(専決処分等)

第3条 会長は、次の各号の一に該当するときは、協議会で処理すべき事項を処分することができる。

(1) 会長において、協議会を招集するいとまがないと認めたとき。

(2) 軽易な事項で、すみやかに措置を要するとき。

2 一部特定の機関にのみ関係のある事項については、会長が関係委員と協議して処分することができる。

3 会長は、前各号の規定による処分については、次の協議会にその旨を報告しなければならない。

(会議の公開等)

第4条 議長は、傍聴の申出があったときは、会議に諮り、傍聴を許可することができる。

2 会議は、その議決により非公開とすることができる。この場合において、前項の規定による許可は、取り消されたものとみなす。

3 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴者に退場を命ずることができる。

(1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為を行ったとき。

(2) 許可なく、写真又は動画等による撮影、録音を行ったとき。

(3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、速やかに退場しないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るために議長が指示する事

項に従わないとき。

(会議の傍聴)

第5条 会議の傍聴を希望する者は、受付簿に氏名、住所を記入しなければならない。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴者の人数を制限することができる。
- 3 傍聴を希望する者の人数が前項の規定により制限された傍聴者の人数を上回るときは、あらかじめ事務局において、抽選等により傍聴者の人数を調整するものとする。

(会議録の調製)

第6条 会長は会議録を調整し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 会議の傍聴
- (5) その他会議において必要と認めた事項

(異動報告)

第7条 委員は、異動又は役職名の変更があった場合は、すみやかにその旨を会長に報告しなければならない。

(幹事)

第8条 国民保護協議会に幹事をおく。

- 2 幹事は委員の属する機関の職員のうちから会長が任命又は委嘱する。

(幹事会)

第9条 国民保護協議会の幹事をもって幹事会を組織する。

- 2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。
- 3 幹事会は、国民保護協議会において委任された事項を処理し、国民保護協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する事務を行う。

(準用規定)

第10条 第2条の規定は、幹事会の会議について準用する。

(異動報告)

第11条 委員及び幹事は、任命又は委嘱されたときの役職名に変更があった場合は、す

みやかにその旨を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、総務局危機管理室において行う。

(その他)

第13条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、そのつど会長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

## 資料 1 - 2 - 2 西宮市国民保護対策本部及び西宮市緊急対処事態対策本部設置要綱

---

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、西宮市国民保護対策本部及び西宮市緊急対処事態対策本部条例（平成 18 年 3 月条例第 50 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、西宮市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び西宮市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）の設置および運営に関し、必要な事項を定める。

### (組織)

第 2 条 国民保護対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 28 条第 1 項の規定により市長があたる。
- 3 副本部長は、両副市長及び危機管理監をもってあてる。
- 4 本部員は、西宮市国民保護計画に定めるものをもってあてる。
- 5 前項本部員のうち、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防団長は、本部長付けとする。

### (指揮権限)

第 3 条 本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合の国民保護対策に必要な意思決定等については、西宮市国民保護計画に定める順位の者が行うこととする。なお、代行者は事後すみやかに市長にこれを報告し、その承認を得るものとする。

### (本部会議)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定による本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、その会議の議長となる。
- 3 本部会議は、保護措置及び武力攻撃による災害対策の実施の方針について決定する。
- 4 本部長は、本部会議を開くいとまがないときは、副本部長、消防局長と協議のうえ前項に掲げる事項を処理する。

### (局長)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定により国民保護対策本部の局、及び同条第 3 項の局長並びにその事務分掌は西宮市国民保護計画の組織体制と事務分掌のとおりとする。

(国民保護対策活動)

第6条 局長は部長を指揮し、部長は配属職員を指揮監督して、それぞれの事務分掌の国民保護活動を行う。

2 局内における部長の事務分担及び職員の割振りは、局長がきめる。

(総括部、総括課及び総括部担当者)

第7条 局に総括部及び総括課をおく。

2 総括部及び総括課は、西宮市国民保護計画の組織体制のとおりとする。

3 総括部及び総括課は、各局の所管の被害の状況、応急対策の実施状況、その他防災活動に必要な情報をとりまとめて本部に連絡し、本部からの指令、その他の連絡事項を所属の局に連絡することを任務とする。

4 総括部担当者は、総括部の長及び総括課の長をもってあて、あらかじめ定められた場所に常駐するものとする。

(組織体制と事務分掌の運用)

第8条 西宮市国民保護計画の組織体制と事務分掌は、各局が中心となり行うべきことを示しており、災害状況やその規模によっては、本部にて臨時編成体制を執る等の検討を行い、各局間にて事務分担の調整を図ることとする。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

## 資料 1 - 2 - 3 西宮市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 特殊標章の交付等（第 5 条－第 9 条）
- 第 3 章 身分証明書の交付等（第 10 条－第 13 条）
- 第 4 章 保管及び返納（第 14 条－第 15 条）
- 第 5 章 濫用の禁止等（第 16 条－第 17 条）
- 第 6 章 雑則（第 18 条－第 19 条）

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、西宮市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義及び様式）

第 2 条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

#### （交付の対象者）

第 3 条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第 16 条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- （1）市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- （2）消防団長及び消防団員
- （3）市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （4）市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手續)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(様式第2号)(以下「台帳」という。)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(様式第1号)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

## 第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章又はそのいずれか(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者(前項において掲げる者を除く。)並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)を交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要すると認めるときは、第3条第3号及び第4号に掲げる者からの申請によることなく特殊標章のみを交付することができるも

のとする。

- 2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(様式第3号)により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

### 第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

- 2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(様式第4号)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

- 2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。
- 3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

#### 第4章 保管及び返納

##### (保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

##### (返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

#### 第5章 濫用の禁止等

##### (濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

##### (周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

## 第6章 雑則

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 西宮市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務局危機管理室が行うものとする。

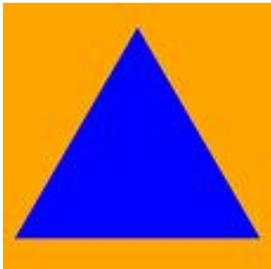
附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から実施する。

別紙（第2条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		(1) オレンジ色地に青色の正三角形とする。 (2) 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 (3) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。  ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：西宮市 1)
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		

別図（第2条関係）

表面

	西宮市消防長 The Chief Nishinomiya Fire Department 身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name ..... 生年月日/Date of birth .....		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。		
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card ..... 許可権者の署名/Signature of issuing authority .....		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		

裏面

身長/Height	目の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:  血液型/Blood type.....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名 /Signature of holder	

（日本工業規格 A7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））





特殊標章再交付申請書

年 月 日	
西宮市長 様	
申 請 者	
住 所：	
電 話：	
氏 名：	
印	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

西宮市長 様	年 月 日
申 請 者 住 所：  電 話： 氏 名：	
1 旧身分証明書番号  2 理 由  3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
- 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
- 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。

## 資料 1 - 2 - 4 西宮市消防局特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 特殊標章の交付等（第 5 条－第 9 条）
- 第 3 章 身分証明書の交付等（第 10 条－第 13 条）
- 第 4 章 保管及び返納（第 14 条－第 15 条）
- 第 5 章 濫用の禁止等（第 16 条－第 17 条）
- 第 6 章 雑則（第 18 条－第 19 条）

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、西宮市消防局の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義及び様式）

第 2 条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

#### （交付の対象者）

第 3 条 消防長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第 16 条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- （1）消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- （2）消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （3）消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### （交付の手続）

第4条 消防長は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 消防長は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第1号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

## 第2章 特殊標章の交付等

### （腕章及び帽章の交付）

第5条 消防長は、第3条第1号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、消防長が必要と認める者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章又はそのいずれか（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、第3条第1号（前項において掲げる者を除く。）及び第2号並びに第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

### （旗及び車両章の交付）

第6条 消防長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を交付するものとする。

### （訓練における使用）

第7条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

### （特殊標章の特例交付）

第8条 消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、消防長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、

返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(様式第3号)により、速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

### 第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 消防長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 消防長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(様式第4号)により、速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、消防長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、消防長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、消防長が必要と認

める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

#### 第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 消防長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 消防長から特殊標章等の交付を受けた者は、その身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

#### 第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

#### 第6章 雑則

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については「赤十字標章等及

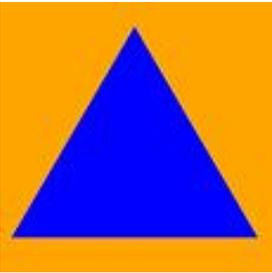
び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第 19 条 この要綱における事務のうち、運用に関する事務は警防課が行い、交付及び管理に関する事務は総務課が行うものとする。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別紙（第2条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		(1) オレンジ色地に青色の正三角形とする。 (2) 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 (3) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。  ※ 一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：西宮市消防局 1）
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		

別図（第2条関係）

表面

 <div style="text-align: center;"> <p>西宮市消防長 The Chief Nishinomiya Fire Department</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name ..... 生年月日/Date of birth .....</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card ..... 許可権者の署名/Signature of issuing authority .....</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry .....</p> </div> 
--

裏面

身長/Height	目の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:  血液型/Blood type.....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格 A7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

様式1 (第4条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

西宮市消防長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字)  (ローマ字)	生年月日(西暦)  年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒  電話番号：	写 真  縦4×横3cm (身分証明書の交付の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書交付の場合のみ記載) 身 長：           cm                    眼の色：  頭髪の色：                                   血液型：           (Rh因子           )	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶等の概要及び使用する標章の数等 (特殊標章の交付の場合のみ記載)	
腕 章：	枚
帽 章：	枚
旗：	枚(施設名等：                                   、所在地：                                   )
車両章：	枚(車両種別：                                   、車両番号：                                   )

(許可権者使用欄)	
資 格：	
証明書番号：	交付等の年月日：           年 月 日
有効期間の満了日：	年 月 日
返 納 日：	年 月 日



特殊標章再交付申請書

年 月 日	
西宮市消防長 殿	
申 請 者	
住 所：	
電 話：	
氏 名：	
印	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第4号（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
西宮市消防長 殿	
申 請 者	
住 所：	
電 話：	
氏 名：	
印	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
- 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
- 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。

## 資料 1 - 2 - 5 庁議設置規程

(平成 16 年 3 月 29 日)

(西宮市訓令第 6 号)

### 沿 革

平成 16 年 12 月 28 日 訓令 6 号

平成 18 年 3 月 31 日 訓令 7 号

平成 18 年 9 月 29 日 訓令 2 号

平成 19 年 3 月 30 日 訓令 8 号

平成 20 年 3 月 28 日 訓令 10 号

平成 21 年 3 月 31 日 訓令 9 号

平成 23 年 3 月 31 日 訓令 13 号

平成 24 年 3 月 30 日 訓令 8 号

平成 26 年 3 月 31 日 訓令 5 号

平成 26 年 7 月 31 日 訓令 3 号

平成 26 年 10 月 10 日 訓令 4 号

平成 27 年 3 月 31 日 訓令 7 号

平成 28 年 3 月 30 日 訓令 6 号

平成 29 年 3 月 30 日 訓令 3 号

平成 31 年 3 月 28 日 訓令 7 号

令和 2 年 3 月 30 日 訓令 6 号

令和 4 年 3 月 30 日 訓令 8 号

### (設置)

第 1 条 市政の総合的かつ円滑な推進を図るため、庁議として政策経営会議、政策調整会議及び総括室長会議を設置する。

### (政策経営会議)

第 2 条 政策経営会議は、市政に関する経営方針、政策及び重要施策等について協議し、又は決定する。

### (構成)

第 3 条 政策経営会議は、市長、副市長、政策局長、総務局長及び財務局長をもって構成し、必要に応じ、教育長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者が出席する。

2 政策経営会議は、市長が主宰する。

(開催)

第4条 政策経営会議は、必要に応じ、市長が招集する。

(付議事項)

第5条 政策経営会議に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 市政の基本的な方針及び政策に関する事項
- (2) 重要な施策及び事業の方針に関する事項
- (3) 重要な計画の策定、見直しに関する事項
- (4) 市政の執行体制のうち、重要な事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(政策調整会議及び総括室長会議)

第6条 政策調整会議及び総括室長会議は、政策経営会議において決定された事項を推進するとともに、各局等の施策及び重要事務事業等について、全庁的な周知徹底と協力の確保等を図るため、意見及び情報の交換を行う。

(構成)

第7条 政策調整会議は、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び別表第1に掲げる局長等で構成し、総括室長会議は、別表第2に掲げる室長等で構成する。

2 政策調整会議は市長が、総括室長会議は政策局政策総括室長が主宰する。

(開催)

第8条 原則として毎週月曜日に、政策調整会議又は総括室長会議を開催する。

(付議事項)

第9条 政策調整会議及び総括室長会議に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 政策経営会議で決定された事項及びその進捗状況に関する事項
- (2) 各局等の重要な施策の策定及び重要な事務事業の推進に関する事項
- (3) 市議会の提案事件及び答弁に関する事項
- (4) 法令の制定及び改廃並びに国及び県等の施策で市政運営上、重要な影響を及ぼす事項
- (5) 市政全般にわたる施策及び事務事業等に関する事項
- (6) その他主宰者が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項のうち、各局等間の調整又は全庁的な周知徹底等のため付議す

る事項は、総括室長会議に付議するものとする。ただし、緊急の場合はいずれの会議にも付議することができる。

(局内会議等)

第10条 第7条第1項に定める者は、出席した会議の結果を局内会議等により、所属する局等の職員に周知徹底を図るものとする。

2 付議事項を所管する局長等は、政策調整会議及び総括室長会議に付議された事項のうち、特に必要と認めるものにつき、総括課長等を通じ全庁的に周知し、及び協力の確保を図るものとする。

(付議事項の処理)

第11条 政策局長は、必要に応じ政策調整会議及び総括室長会議の結果等を政策経営会議又は行政委員会（教育委員会を除く。）等に通知又は報告するものとする。

(庁議の付議手続)

第12条 第7条第1項に定める者は、庁議に付議すべき事項があるときは、庁議の日前5日までに政策局政策総括室長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(構成員以外の出席)

第13条 庁議の主宰者は、議案に係る部局の長等、構成員以外の者を主宰する会議に出席させることができる。

(庶務)

第14条 庁議の庶務は、政策局政策総括室において行う。ただし、市議会の答弁に関する事項については、総務局総務総括室において行う。

付 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 市長・助役会議規程（昭和62年西宮市訓令第4号）及び局長会議規程（昭和62年西宮市訓令第5号）は、廃止する。

付 則（平成16年12月28日西宮市訓令第6号 西宮市青少年育成推進本部設置規程等の一部を改正する規程2条による改正付則）

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

付 則（平成 18 年 3 月 31 日西宮市訓令第 7 号 「人権教育のための国連 10 年」西宮市  
推進本部設置規程等の一部を改正する規程 3 条による改正付則）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 18 年 9 月 29 日西宮市訓令第 2 号 「人権教育のための国連 10 年」西宮市  
推進本部設置規程等の一部を改正する規程 3 条による改正付則）

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から実施する。

付 則（平成 19 年 3 月 30 日西宮市訓令第 8 号 「人権教育のための国連 10 年」西宮市  
推進本部設置規程等の一部を改正する規程 3 条による改正付則）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 20 年 3 月 28 日西宮市訓令第 10 号 西宮市暴力団追放対策会議設置規程等  
の一部を改正する規程 4 条による改正付則）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 21 年 3 月 31 日西宮市訓令第 9 号 市長権限事務の補助執行に関する規程等  
の一部を改正する規程 2 条による改正付則）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 23 年 3 月 31 日西宮市訓令第 13 号 「西宮市人権教育・啓発に関する基本  
計画」西宮市推進本部設置規程等の一部を改正する規程 3 条による改正付則）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 24 年 3 月 30 日西宮市訓令第 8 号 西宮市暴力団追放対策会議設置規程等  
の一部を改正する規程 5 条による改正付則）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 26 年 3 月 31 日西宮市訓令第 5 号 西宮市暴力団追放対策会議設置規程等  
の一部を改正する規程 5 条による改正付則）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 26 年 7 月 31 日西宮市訓令第 3 号 「西宮市人権教育・啓発に関する基本計  
画」西宮市推進本部設置規程等の一部を改正する規程 3 条による改正付則）

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から実施する。

付 則（平成 26 年 10 月 10 日西宮市訓令第 4 号 「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」西宮市推進本部設置規程等の一部を改正する規程 3 条による改正付則）  
この規程は、平成 26 年 10 月 10 日から実施する。

付 則（平成 27 年 3 月 31 日西宮市訓令第 7 号 西宮市暴力団追放対策会議設置規程等の一部を改正する規程 5 条による改正付則）  
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 28 年 3 月 30 日西宮市訓令第 6 号 西宮市暴力団追放対策会議設置規程等の一部を改正する等の規程 5 条による改正付則）  
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 29 年 3 月 30 日西宮市訓令第 3 号 西宮市暴力団追放対策会議設置規程等の一部を改正する規程 3 条による改正付則）  
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 31 年 3 月 28 日西宮市訓令第 7 号 西宮市暴力団追放対策会議設置規程等の一部を改正する規程 4 条による改正付則）  
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（令和 2 年 3 月 30 日西宮市訓令第 6 号 「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」西宮市推進本部設置規程等の一部を改正する規程 3 条による改正付則）  
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（令和 4 年 3 月 30 日西宮市訓令第 8 号 「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」西宮市推進本部設置規程等の一部を改正する規程 3 条による改正付則）  
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

別表第 1（第 7 条関係）

危機管理監

政策局長

政策局担当理事

総務局長

財務局長

市民局長

産業文化局長  
健康福祉局長  
こども支援局長  
環境局長  
都市局長  
土木局長  
消防局長  
市立中央病院事務局長  
上下水道局次長  
教育委員会教育次長  
議会事務局長

別表第2（第7条関係）

政策局政策総括室長  
総務局総務総括室長  
財務局財務総括室長  
市民局市民総括室長  
産業文化局産業文化総括室長  
健康福祉局福祉総括室長  
こども支援局子供支援総括室長  
環境局環境総括室長  
都市局都市総括室長  
土木局土木総括室長  
会計室長  
消防局総務部長  
市立中央病院事務局管理部長  
上下水道局上下水道総括室長  
教育委員会教育総括室長  
議会事務局次長

## 資料 1 - 2 - 6 救援の程度及び方法の基準

(平成 25 年内閣府告示第 229 号)

救援の種類	対 象	費 用	備 考
避難所の設置			
避難所 (長期避難住宅を除く)	1 避難住民 2 武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所維持・管理費等 1人1日当たり330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	基本額は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費をいう。
長期避難住宅	1 避難住民 2 武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 (収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合)	1 設置費 1戸当たり6,285,000円以内 2 維持・管理費 (基本額) 1人1日当たり330円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算	1 1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 設置費は、設備にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切をいう。 3 基本額は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、並びに光熱水費をいう。 4 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉避難住宅」を設置できる。 5 賃貸住宅や宿泊施設等の居室の借上げによる設置も対象とする。 6 同一敷地内等に概ね50戸以上を設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)
応急仮設住宅の供与	武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 設置費 1戸当たり6,285,000円以内	1 1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 設置費は、設備にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切をいう。 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 賃貸住宅や宿泊施設等の居室の借上げによる設置も対象とする。 5 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)

救援の種類	対 象	費 用	備 考																					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所(長期避難住宅を含む)に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて、炊事できない者 3 避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者	1人1日当たり1,180円以内	1 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。 2 費用は、主食、副食及び燃料等の経費をいう。																					
飲料水の供給	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とする。																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別及び世帯区分により下表金額の範囲内	1 被害の実情に応じ、次の品目の範囲内で現物をもって行う。 ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事用具及び食器 ・光熱材料 2 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ再び実施することが出来る。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>18,700</td> <td>24,000</td> <td>35,600</td> <td>42,500</td> <td>53,900</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>31,000</td> <td>40,100</td> <td>55,800</td> <td>65,300</td> <td>82,200</td> <td>11,300</td> </tr> </tbody> </table>				季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	夏季	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800	冬季	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																		
夏季	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800																		
冬季	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300																		
医 療 (応急的処置)	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、医療の途を失った者	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術所 協定料金の額以内	1 医療は救護班で行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所において医療を行うことができる。 2 次の範囲で行う。 ・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護																					
助 産	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	1 救護班 使用した衛生材料等の実費 2 助産師 慣行料金の100分の80以内の額	次の範囲内で行う。 ・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給																					

救援の種類	対 象	費 用	備 考
被災者の捜索及び救出	武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。
埋葬及び火葬 (応急的処理)	武力攻撃災害の際死亡した者	大人1体当たり213,800円以内 小人1体当たり170,900円以内	原則、棺及び棺材の現物をもって、次の範囲で行う。 ・棺(附属品を含む) ・埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む) ・骨つぼ及び骨箱
電話その他の通信設備の提供	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	1 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより行う。  2 費用は、消耗機材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費をいう。
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	1 武力攻撃災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者  2 武力攻撃災害により大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり318,000円以内 2 その他の世帯 1世帯当たり655,000円以内	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。
学用品の給与	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書代 実費 2 文房具及び通学用品 (1) 小学校児童 1人当たり4,700円 (2) 中学校生徒 1人当たり5,000円 (3) 高等学校等生徒 1人当たり5,500円	1 被害の実情に応じ、次の品目の範囲内で現物をもって行う。 ・教科書 ・文房具 ・通学用品 2 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ再び実施することができる。
死体の捜索	武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費をいう。

救援の種類	対 象	費 用	備 考
死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体当たり3,500円以内 2 死体の一時保存 (1) 既存の建物を利用 当該施設の借上費における通常の実費 (2) 既存の建物を利用できない 1体当たり5,400円以内 3 検案 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	1 検案は、原則として救護班において行う。 2 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に書くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、障害物を除去することができない者	1世帯当たり138,300円以内	費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等をいう。
輸送費及び賃金職員等雇上費支給	支出できる範囲は以下のとおり。 1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の捜索及び救出 4 死体の捜索及び処理 5 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	

※ この基準によっては救援の適切な実施が困難な場合は、内閣総理大臣が特別の基準を定める。また、当該場合には、救援を実施する都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができることとなっている。

※ 救援の期間は、救援の指示があった日（救援の指示を待たないで救援を行った場合にあつては、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日とされている。

# 3. 組織体制・名簿 関係

## 資料 1-3-1 西宮市国民保護協議会員・幹事名簿

会 長：西宮市長

委 員：(法 40 条 4 項)

(令和 5 年 7 月 1 日現在)

区 分	委 員 役 職	幹 事 役 職
第一号	第五管区海上保安本部 神戸海上保安部 西宮海上保安署長 国土交通省近畿地方整備局 兵庫国道事務所長 国土交通省近畿地方整備局 六甲砂防事務所長	第五管区海上保安本部 神戸海上保安部 西宮海上保安署次長 国土交通省近畿地方整備局 兵庫国道事務所 防災情報課長 国土交通省近畿地方整備局 六甲砂防事務所 技術副所長
第二号	陸上自衛隊第3師団 第36普通科連隊 重迫撃砲中隊長 兵庫県阪神南県民センター長	陸上自衛隊第3師団 第36普通科連隊 重迫撃砲中隊射撃幹部 兵庫県阪神南県民センター 県民交流室次長 兵庫県阪神南県民センター 西宮土木事務所長 兵庫県阪神南県民センター 尼崎港管理事務所長 兵庫県神戸県民センター 六甲治山事務所 工務第2課長 西宮警察署 警備課長 西宮警察署 交通第一課長 甲子園警察署 警備課長 甲子園警察署 交通課長
第三号	兵庫県神戸県民センター 六甲治山事務所長 西宮警察署長 甲子園警察署長	
第四号	西宮市副市長	
第五号	西宮市教育長 西宮市消防長 西宮市消防団長	教育次長 警防部長 警防課長 西宮市消防団副団長
第六号	西宮市危機管理監 西宮市上下水道事業管理者 西宮市病院事業管理者	危機管理監 政策局長 政策局担当理事 総務局長 財務局長 市民局長 産業文化局長 健康福祉局長 こども支援局長 環境局長 都市局長 土木局長 上下水道局次長 市立中央病院事務局長 会計室長 保健所長 危機管理顧問
第七号	西日本旅客鉄道㈱ 西宮駅長 西日本電信電話㈱ 兵庫支店 設備部長 日本通運㈱ 阪神支店 阪神事業所長 関西電力送配電㈱ 神戸本部 阪神配電営業所 所長 大阪ガスネットワーク㈱ 兵庫事業部 設備保安チームマネージャー 阪神バス㈱ 取締役 総務部長 阪急バス㈱ 運輸部長	西日本旅客鉄道㈱ 芦屋駅係長 西日本電信電話㈱ 兵庫支店 設備部 災害対策室次長 日本通運㈱ 阪神支店 阪神事業所 営業課長 関西電力送配電㈱ 神戸本部 統括グループ副長 大阪ガスネットワーク㈱ 兵庫事業部 設備保安チーム 設備改善グループチーフ 阪神バス㈱ 総務部 副部長 阪急バス㈱ 運輸部西部運輸課 西宮営業所長
第八号	西宮市議会議長 西宮市医師会 副会長 西宮市社会福祉協議会 常務理事 西宮コミュニティ協会 理事長 西宮市環境衛生協議会 副会長 西宮市民生委員・児童委員会 理事 兵庫県立大学大学院防災復興政策研究科 教授	議会議務局長 西宮市医師会 総務局長 西宮市社会福祉協議会 事務局長 西宮コミュニティ協会 副理事長 西宮市環境衛生協議会 副会長 西宮市民生委員・児童委員会 事務局長

## 4. 備蓄・資機材等 関係

### 資料 1 - 4 - 1 西宮市消防局における防護資機材等整備状況

平成29年4月1日現在

分 類		資器材名	数 量
防護服		陽圧式化学防護服 (空気呼吸器内蔵型)	20着
		化学防護服	118着
		放射線防護服	2着
		タイベックスーツ	83着
呼吸保護具		空気呼吸器	128台
		防毒マスク	46個
測定機器	個人被ばく線量計	ポケット線量計	39台
	環境放射線測定器 (サーベイメーター)	電離箱式	2台
		GM管式	9台
		シンチレーション式	2台
		中性子用	1台
	表面汚染測定器	$\beta$ 線用	7台
検知機器		危険物同定装置	1式
		生物剤検知器	1台
		化学剤検知器	3台

## 5. 各種様式 関係

### 資料 1-5-1 「安否情報様式」

【様式第 1 号】（安否情報省令 1）

様式第 1 号（第 1 条 関係） 安 否 情 報 取 集 様 式（ 避 難 住 民 ・ 負 傷 住 民 ） 記 入 日 時（ 年 月 日 時 分 ）	
① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	
<p>（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。</p> <p>（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。</p> <p>（注 3）「③ 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。</p> <p>（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。</p>	

【様式第2号】（安否情報省令1）

様式第2号（第1条関係）  
 安否情報収集様式（死亡住民）  
 記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



【様式第4号】（安否情報省令3）

様式第4号（第3条関係）															
安 否 情 報 照 会 書															
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: right;"> <p>年 月 日</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>申 請 者</p> <p>住所（居所）</p> <hr/> <p>氏 名</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。</p>															
<p>照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)</p>	<p>① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ( )</p>														
<p style="text-align: center;">備 考</p>															
<p>被照会者を特定するために必要な事項</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">氏 名</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">出生の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">男 女 の 別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)</td> <td style="text-align: center;">日本                      その他 ( )</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他個人を識別するための情報</td> <td></td> </tr> </table>	氏 名		フリガナ		出生の年月日		男 女 の 別		住 所		国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 ( )	その他個人を識別するための情報	
氏 名															
フリガナ															
出生の年月日															
男 女 の 別															
住 所															
国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 ( )														
その他個人を識別するための情報															
<p>※ 申請者の確認</p>															
<p>※ 備 考</p>															
<p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。 4 ※印の欄には記入しないで下さい。</p>															

【様式第5号】（安否情報省令4）

様式第5号（第4条関係）		
安 否 情 報 回 答 書		
年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本                      その他（                      ）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。		

## 資料 1 - 5 - 2 「被災情報の報告様式」

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分  
西 宮

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

## 6. 用語集

---

### あ

---

#### ■ 安定ヨウ素剤

放射性ではないヨウ素（甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素）をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前にヨウ化カリウム錠剤などの安定ヨウ素剤を服用しておくこと、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

#### ■ N B C 攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

例）核兵器（核爆弾、ダーティボムなど）

生物兵器（炭疽菌、天然痘、ボツリヌス毒素など）

化学兵器（サリン、マスタード、ホスゲン、シアン化物など）

#### ■ E m - N e t（エムネット）

国民保護法に基づく警報等の文書を国（官邸）から関係機関に迅速に伝達するための一斉同報システム。L G W A N 経由で配信され、着信側端末では着信時にアラーム等による注意喚起が行われる。

#### ■ L G W A N（エルジィワン）

地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）のこと。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能にする通信ネットワークとして整備され、地方公共団体のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による高度利用を図ることを目的としている。

#### ■ 応急措置

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置のこと。

### か

---

#### ■ 化学防護服

化学剤、生物剤等の災害現場で救助活動を行うため、外気を完全に遮断して身体を守る防護服のこと。バイザー・服地・手袋・長靴が一体型で、空気呼吸器を着けたままその上から着用して使用する。

#### ■ 核燃料物質

原子力基本法第3条第2号に定めるもの。ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるもの。

#### ■ 危険物質等

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に

に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの。

#### ■ 基本指針

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。平成17年3月に閣議決定されている。

基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にあり、指針的な内容が記載されている。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。

#### ■ 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

#### ■ 緊急対処保護措置

緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置のこと。

具体的には、緊急処理事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置である。

#### ■ 緊急処理事態における災害

武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

#### ■ 緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの。

#### ■ 緊急物資

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材のこと。

#### ■ 国対策本部長

武力攻撃事態対処法第10条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第23条に定める「緊急処理事態対策本部」の長のこと。国対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

#### ■ 警戒区域

市町村長または知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域。

#### ■ ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行なう要員のこと。

#### ■ 国際人道法

一般的に「ジュネーヴ諸条約」を指す。ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めている。

→ ■ ジュネーヴ諸条約

## ■ 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響が最小となるよう、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

## ■ 国民保護協議会

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会のこと。

## ■ 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画のこと。

各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるもの。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

## ■ 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のこと。

具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等である。

## ■ 国民保護等派遣

防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む）の要請を受けた場合や、国の対策本部長から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣のこと。（自衛隊法第77条の4）

# さ

---

## ■ 災害時要援護者

災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、適切な避難行動等をとることが困難な人々のこと。

具体的には、在宅の高齢者や障害者などが想定され、広い意味では、妊産婦、乳幼児・児童、外国人のほか、施設や病院の入所（院）者なども災害時要援護者ととらえられる。

## ■ 災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律のこと。

## ■ J - A L E R T（じえいあらーと）

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するもの。国による事態の覚知から住民への伝達まで、時間的なロスを最小限にすることができる。

## ■ 事態認定

国の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）又は緊急処理事態に関する対処方針（緊急処理事態対処方針）において、武力攻撃事態等又は緊急処理事態に至ったことを認定すること。事態認定がなされることにより、各種の対処措置の実施が可能となる。

## ■ 指定行政機関

災害対策基本法第2条第3号に基づき、国の行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関。

具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省が令和5年4月1日時点で指定されている。

## ■ 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関。

令和5年6月時点で、計106機関が指定されている。

## ■ 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に基づき、指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関。

具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局が平成27年4月1日時点で指定されている。

## ■ 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

## ■ 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織のこと。

## ■ 収用

知事などが、所有者の同意なしに国民保護措置に必要な所有権を取得すること。

## ■ 収容施設

避難施設、応急仮設住宅等避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住

民等が一時的に起居するために、知事が提供する施設のこと。

#### ■ ジュネーヴ諸条約

戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められた条約のこと。次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。

- ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）
- ・ 捕虜の待遇に関する条約（第三条約）
- ・ 戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）
- ・ 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第二追加議定書）

#### ■ 除染

衣服などが放射性物質等によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。

#### ■ 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設、又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）のこと。

#### ■ 生物剤

生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの。

#### ■ 赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に基づき、軍関係以外の医療組織及び医療運送手段を保護するため、これらを識別できるようにしている特殊標章等のこと。

当該議定書では、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨が規定されている。

## た

---

#### ■ ダーティボム

対象地域一帯に放射性物質をまき散らすために、従来の爆薬と放射性廃棄物などの放射性物質等を組み合わせたもの。核爆弾ではないので、核爆発を起こすことはない。

#### ■ 退避の指示

予測不能な武力攻撃災害が突然発生し、知事の避難の指示が間に合わない場合、市長が緊急に一時避難の指示をすることができる。知事の避難の指示と区別するため退避という。

#### ■ 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルを使用した攻撃のこと。弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛行し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。

#### ■ 地域防災計画

災害対策基本法第40条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、雪害対策等について定めた計画のこと。

## ■ 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に基づき、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため、これらを識別できるようにしている国際的な特殊標章等のこと。

当該議定書では、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、当該任務に従事する者等を敵国の攻撃等から保護する旨が規定されている。

## ■ 特殊部隊

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊のこと。

## ■ トリアージ

負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが必要となる。

# は

## ■ 非常通信協議会

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成される連絡会。

## ■ 避難実施要領

避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領のこと。

## ■ 避難住民等

避難住民及び被災者のこと。

## ■ 避難先地域

住民の避難先となる地域のこと。（住民の避難の経路となる地域を含む。）

対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。

## ■ 避難施設

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

## ■ 武力攻撃

我が国に対する外部からの組織的・計画的な武力による攻撃のこと。

## ■ 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発その他の人的又は物的災害のこと。

## ■ 武力攻撃事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

## ■ 防災行政無線

県庁を中心に、県の主な出先機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を無線回線などで結んだ通信網のこと。回線は地上系と衛星系がある。一斉通信が可能であり、正確かつ迅速な情報の収集、伝達を行うことができる。

## ■ 保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、都道府県知事、市町村長及び指定行政機関の長が作成する計画のこと。

国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などについて定めるもの。

地方公共団体の計画や変更の当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

## や

---

### ■ 要避難地域

住民の避難が必要な地域のこと。

対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。

## ら

---

### ■ 流通備蓄

災害に備えた備蓄（食料、飲料水等）のうち、実際に物資をストックする現物備蓄とは別に、事前に民間事業者等と災害時における物資供給についての協定を結ぶことにより、災害時に必要な物資の確保を図るもの。